

## 第1章 計画の枠組み

### 1—1 計画策定までの経緯

水質汚濁防止法は当初、産業系の排水規制を行うことで、水質汚濁の防止等を図ることを目的に制定されたもので、これにより、工場・事業場からの排水による水質汚濁については、かなりの改善が見られた。しかしながら、人口の集中する都市部やその周辺では、日常生活に伴い発生する排水が水質汚濁の主原因となっていることから、これに対応するため平成2年に水質汚濁防止法が改正され、総合的に生活排水対策に取り組んでいく法体系が整備された。

同法の改正に伴い、市町村は『生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下、「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するための生活排水処理施設の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成、その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない』（法第14条の5）と定められた。

また、本市は同改正法の制定により、平成4年3月に生活排水対策重点地域に指定され、平成6年3月に鎌ヶ谷市生活排水対策推進計画（せせらぎの聞こえる川・さかなの棲息する川）（以下、「前計画」という。）を策定した。

前計画にしたがって、手賀沼をはじめ、市内の中小河川の水辺環境の改善のための目標を定め、公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備や生活排水の適正処理に関する啓発活動を通じて、市民・事業者・行政（県・周辺市町）と協働のもと、積極的に生活排水対策に取り組んできた。

その結果、生活に起因する汚れの未処理の割合は67.7%<sup>1</sup>（平成4年度）から30.1%（平成21年度）まで低下したが、快適な水環境と生活環境の保全が実現できるよう、引き続き生活排水対策に取り組むことが必要である。

そこで、流域河川のさらなる水質改善を図るため、前計画と「鎌ヶ谷市生活排水処理基本計画」（平成14年3月策定）を併せて、鎌ヶ谷市生活排水対策推進計画・鎌ヶ谷市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「生活排水対策推進計画等」という。）を策定することとした。

---

<sup>1</sup> 生活排水処理率は、平成4年度32.3%、平成21年度69.9%。

## 1—2 計画策定の趣旨

平成6年3月に策定した前計画は平成22年度で計画期間を終了することから、本市が取り組んできた生活排水対策の進捗状況を検証する必要がある。また、市内の河川等が抱える多くの課題点に対応するため、それぞれの課題に対応した内容に改めることも必要である。

そこで、本市の生活排水対策を総合的かつ効率的に推進することを目的に、基本方針や目標ならびに実践目標を示した「鎌ヶ谷市生活排水対策推進計画等」を策定する。なお、計画の策定にあたっては、千葉県や鎌ヶ谷市の生活排水関連計画との整合を図るものとする。

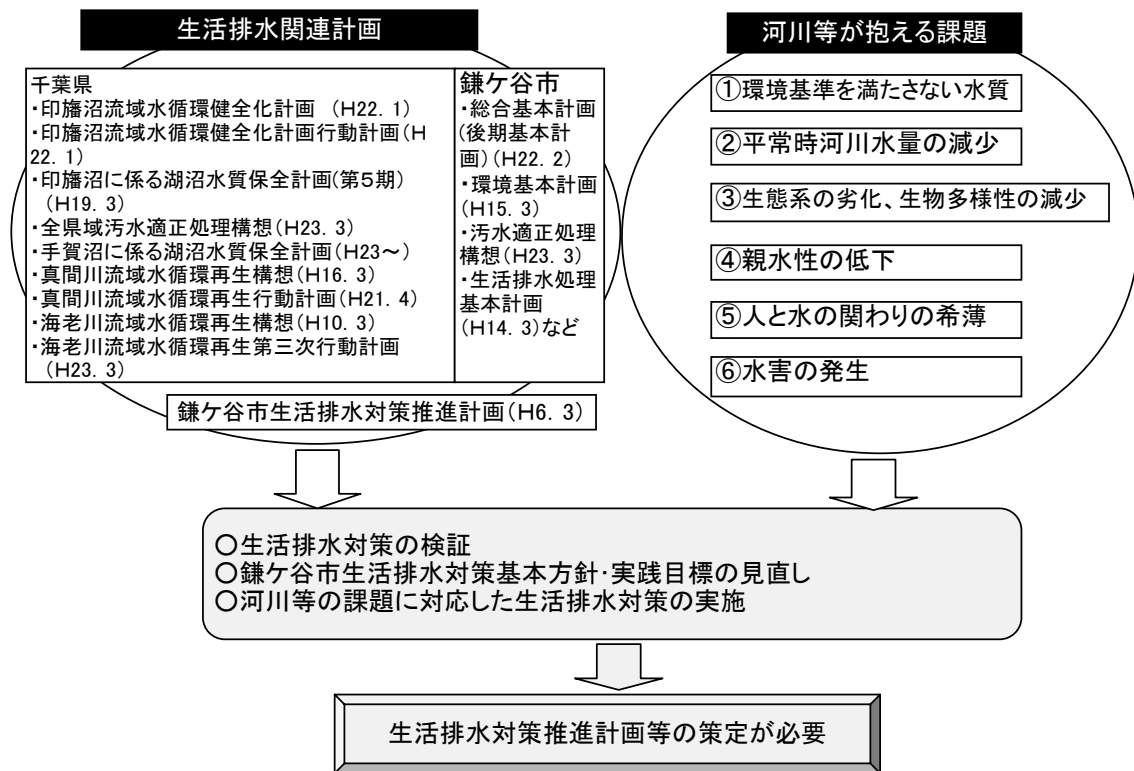


図1—2—1 計画策定の趣旨 (イメージ)

## 1—3 計画の体系

### (1) 計画の構成

本計画の構成は、次のとおり。

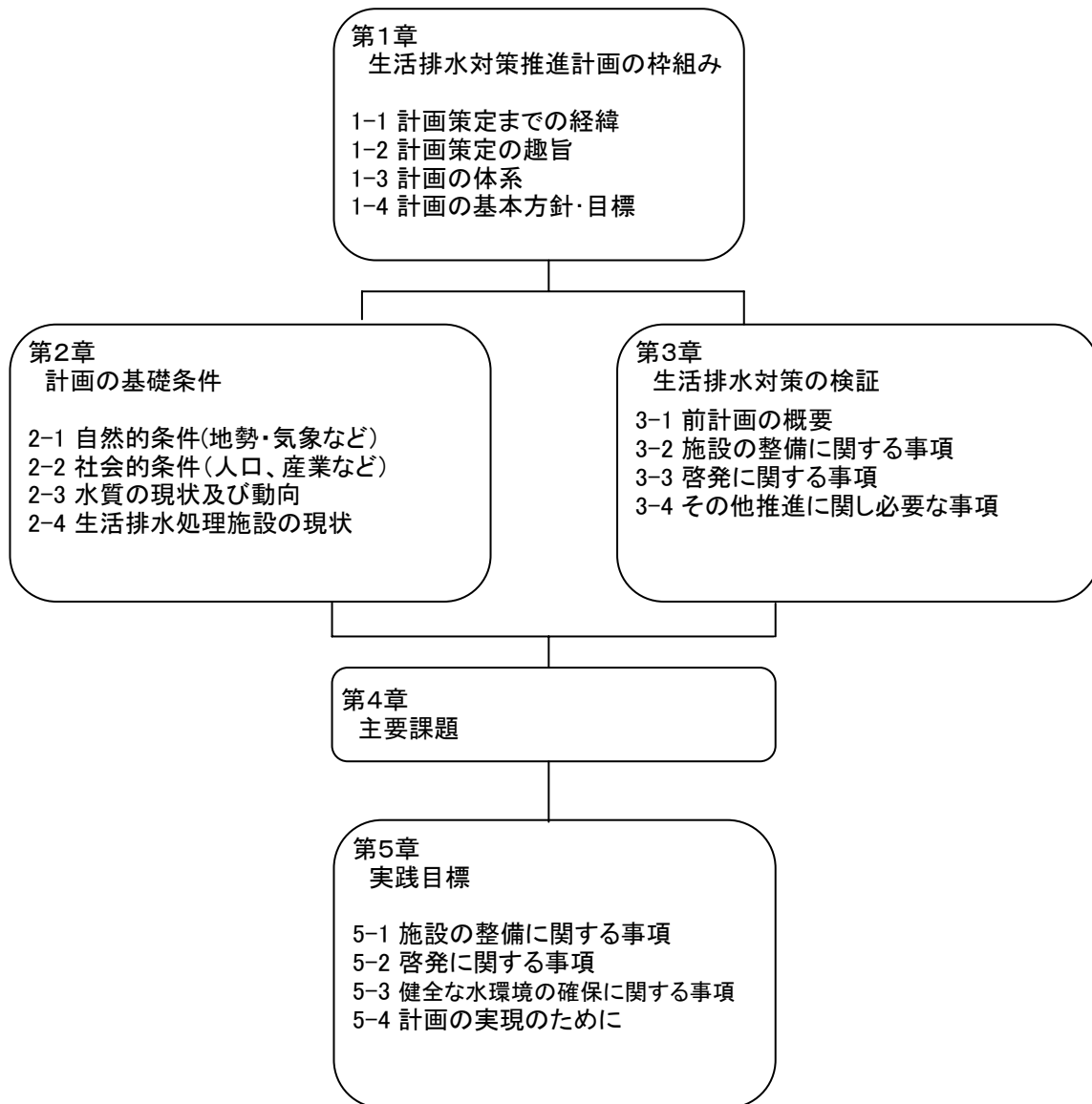


図 1—3—1 計画の構成

## (2) 計画の位置づけ

本計画は鎌ヶ谷市総合基本計画—かまがやレインボープラン21—後期基本計画をはじめ、各種の上位計画、国や県が定める法律・条例や計画等との整合を図るとともに、市民意識調査やパブリックコメントにより市民・事業者の意識や意見を反映し、市の関係各課との調整を経て、計画を策定する。

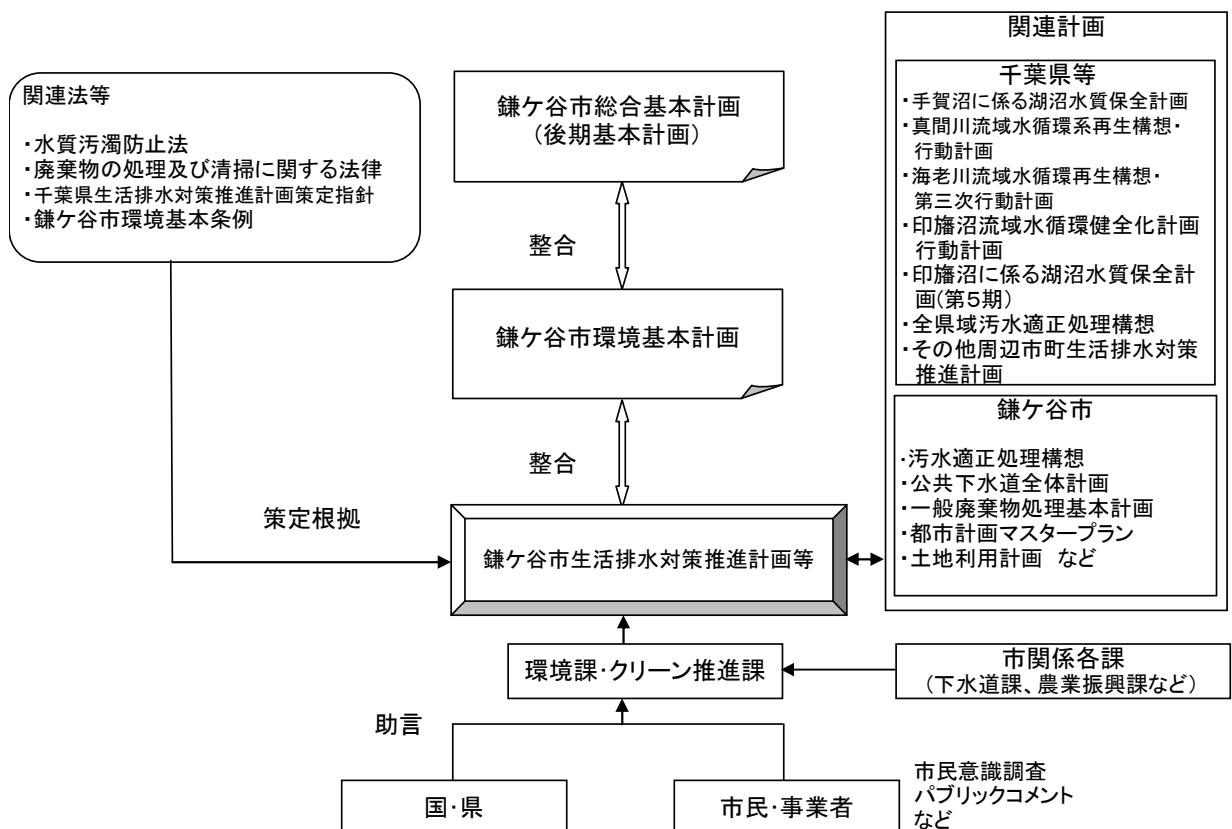


図 1—3—2 本計画の位置づけ

## 1—4 計画の基本方針・目標

### (1) 基本理念

**みんなで目指す**  
**・せせらぎの聞こえる川**  
**・さかなの生息する川**

鎌ヶ谷市では、昭和30年代後半より、都市化の進展による人口の増加や生活様式の変化に伴う家庭排水による水質汚濁が進行した。このため市では、主に公共下水道の整備を中心に汚濁の防止に努めてきた。その結果、市内河川の水質は数字の上では徐々にではあるが、改善の方向に向かっている。

しかし、現状を見ると、市内河川の水質は生活環境項目（BOD等）で満足な水準には達していない状況にあり、特に大津川や大柏川などが汚れている。

その一方で、本計画策定のためのアンケートにも見られるように市民は「きれいな水の流れる川」「ゴミのない川」「水遊びができる川」「魚釣りができる川」など清らかな都市河川を望んでいる。

生活排水対策は、市民一人ひとりの協力なくしては進めていけないことから、市民の身近な河川に対するイメージに沿った計画づくりがなされなければならない。市内を流れる河川にさまざまな魚がすみ、水とふれあえるような水辺空間を創出していくなど、市民の「水」「河川」への意識の向上に寄与できるような「水環境」の創造がいま求められているといえる。

そこで本計画では、前計画を継承し、市民の望む水環境として「せせらぎの聞こえる川」「さかなの生息する川」を基本理念とする。

身近な水とみどりのネットワーク形成では、河川（大津川・大柏川）、谷津田の帯状の緑地を保全し、散策路などとして活用するとともに、うるおいある水とみどりの空間形成に努める。また、河川・水路の浄化を通して、みどりと調和した魅力ある水辺環境の創出に努める。

## **(2) 基本方針**

生活排水対策は、「施設整備の推進」と「市民と行政のパートナーシップの構築」に加え、「流域市町等との連携」の三つの方法で実施する。また、施設整備は基本的に、公共下水道の整備・普及により進めていくこととする。ただし、公共下水道の整備が完了するまでには長期間を要することから、合併処理浄化槽の普及等の補完的事業をあわせて展開する。

### **1) 施設整備の推進**

- ① 公共下水道の整備・普及
- ② 合併処理浄化槽への転換促進
- ③ し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬・処理体制の維持

### **2) 市民と行政のパートナーシップの構築**

- ① 家庭や事務所等からの生活雑排水対策等の推進
- ② 水系の大切さを再確認する。
- ③ 市民・行政の協働によるモニタリング体制の構築や環境学習等の実施

### **3) 流域市町等との連携**

本市は下総台地における分水界に位置し、各水系の下流部に与える影響が大きいため、本市の生活排水対策による水質改善を果たすことは重要な役割を担っている。また、生活排水以外の自然系からの汚濁負荷の占める割合が高くなってきており、自然系からの汚濁負荷の削減のためには市を越えた広域的な取り組みが必要である。そこで、流域市町が一体となって生活系や自然系をはじめとする汚濁負荷量の削減に取り組むことを働きかけるとともに、流域市町や関係機関との連携の枠組みを構築していく。

## **(3) 基本目標**

### **1) 目標のスローガン**

目標は、市民の身近な河川に対するイメージに沿ったものでなければならない。市内の河川にさまざまな魚がすみ、水とふれあえるような水辺空間を創出していくなど、市民の「水」「河川」への意識の向上に寄与できるような「水環境」の創造がいま求められていると言える。そこで、目標のスローガンについても基本理念と同様に、前計画で掲げた「みんなで目指す—せせらぎの聞こえる川— さかなの生息する川」を踏襲し、生活排水対策に取り組んでいく。

## 2) 目標年次

計画期間は、15年間とし、目標年次は、2025（平成37）年とする。

本計画では、関連計画である「鎌ヶ谷市污水適正処理構想（平成23年3月）」（以下、「污水適正処理構想」という。）を踏まえて、下記のとおりとする。

現況	: 2009(平成21)年
短期目標年次	: 2015(平成27)年
中期目標年次	: 2020(平成32)年
目標年次	: 2025(平成37)年

表1-4-1 関連計画の目標年次

	現況年	短期目標年次		目標年次
公共下水道全体計画	2007年度 (平成19年度)	2015年度 (平成27年度)		2024年度 (平成36年度)
污水適正処理構想	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (平成31年度)	2024年度 (平成36年度)

## 3) 処理目標

生活排水の処理目標として、2025（平成37）年において（全人口に対する公共下水道及び合併処理浄化槽で処理する人の割合）を98.0%以上にすることを目標とする（詳細は、第5章の実践目標を参照）。

### 【生活排水処理目標】

2025（平成37）年、生活排水処理率98.0%以上

## 4) 排出汚濁負荷量の削減効果

施設整備に伴う汚濁負荷量の削減効果として、2009（平成21）年に対して、2025（平成37）年において下記に示す水質項目ごとの削減率を達成することを目標とする。（詳細は、第5章の実践目標を参照）

### 【排出負荷量の削減効果】

2025（平成37）年、2009（平成21）年に対して、河川等への生活系汚濁負荷量を削減します。

BOD92.1%、COD90.6%、T-N86.1%、T-P87.5%

# みんなで咲かそうひまわりの花

